

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年9月22日(金) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 綾城委員長・米弥副委員長・林委員・岩藤委員・中平委員・
上田委員・江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・熊野書記
8. 協議事項
 1. 9月定例会本会議(9月15日)から付託された事件(議案9件)
 2. 閉会中の所管事務継続調査事項について
 3. 議員派遣について
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時57分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年9月22日

文教厚生常任委員長

綾 城 美 佳

記 録 調 製 者

熊 野 有 志 朗

綾城委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。それでは、これより、本委員会に付託された議案 9 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定いたしました。それでは、はじめに、議案第 2 号「令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田市民生活部長 おはようございます。議案第 2 号「国民健康保険事業特別会計」補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整及び過年度分の事業費精算に伴う各種国県返還金であり、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 補正予算書 70、71 ページ、第 7 款「諸支出金」、第 1 項「償還金及び還付加算金」、第 7 目「保険給付費等交付金償還金」、説明コード 900「保険給付費等交付金償還金」、「負担金・補助金返還金」について、248 万 2,000 円の内訳をお伺いいたします。

小林総合窓口課長補佐 ご質問のありました返還金の内訳につきましては、令和 4 年度の特別交付金等において、特定健診、特定保健指導の実績減によるものが 102 万 6,000 円、生活習慣病の早期介入等の保健事業の中止等によるものが 92 万 9,000 円、令和 3 年度の新型コロナの保険料減免分の精算による減額が 52 万 8,000 円、合計で 248 万 3,000 円になります。現計予算で 1,000 円計上していますので、その差額の 248 万 2,000 円を今回、補正予算で計上しています。

ひさなが委員 それでは補正予算書 70、71 ページ、第 2 款「保健給付費」、第 4 項「出産育児諸費」、第 1 目「出産育児一時金」について、財源更生が行われた理由と内容の詳細についてお伺いいたします。

小林総合窓口課長補佐 出産一時金が本年度より 42 万円から 50 万円に引き上げられたことに伴いまして、本年度に限ってですが 1 件あたり 5,000 円の臨時

的な補助金が国から入ることになっております。対象者が20名と今、想定しておりますが、歳入の合計が10万円増となりますので、繰入金と同じ額だけ減額するものです。

綾城委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第2号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第10号「長門市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田市民生活部長 議案第10号「長門市印鑑条例の一部を改正する条例」につきましても、議案参考資料1ページにお示ししているとおりであり、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、議案参考資料では、個人カードを持ち歩くことなくスマートフォンだけでコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の取得が可能となり、市民の利便性が向上するとありますが、市民への告知や周知について今後どのようにしていくのか、お伺いいたします。

河村総合窓口課長補佐 現時点、開始時期が明確になっていませんが、開始時期が決まりましたら、ホームページ、広報誌への掲載によりお知らせしていきたいと考えております。

綾城委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第10号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第11号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田市民生活部長 議案第11号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」につきましても、議案参考資料2ページにお示ししているとおりであり、特に補足説明はありません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 改正の趣旨として、副申申達手数料の規定を実態に即して削除するものとありますが、この副申申達手数料の説明と実態に即してない理由をお伺いいたします。

井筒総合窓口課長 まず、申達とは、市が申請書などの書類を、その書類の処分権限のある県や国などの行政機関に取り次ぐことで、市がこの申請書等を取り次ぐ際に、参考意見等を添えることを副申と言います。この取り次ぎをする際に現地調査とか書類審査を要して一定の事務負担が生じる場合において、申請者等から徴収する手数料が副申進達手数料になります。実態に即してない理由につきましては、副申進達に係る事務は、庁内各課において行われているんですが、当該事務については、市に処分権限がなくて、申請書の取り次ぎに係る事務に限られることから手数料を徴収して行う事務は、現状ではありません。また、県内の他市を調査したところ、副申進達に係る事務について手数料を徴収している自治体はないことから、本市においても削除することといたしました。

ひさなが委員 この条例ではスマートフォンを利用して多機能端末機による証明書を交付することができるようになると思うんですけど、その手数料の支払いについてはどのようになるのかをお伺いいたします。

河村総合窓口課長補佐 コンビニエンスストア等のマルチコピー機において、これまでのマイナンバーカードに加えて、スマートフォンで印鑑証明を取得するようにできますので、支払い方法も同様にコピー機への現金を投入する等となる予定です。

綾城委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 11 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09:40 —

— 再開 09:41 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 4 号「令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 議案第 4 号「介護保険事業特別会計」の補正予算につつま

しては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と過年度分の事業費清算に伴う各種返還金等であり、特に補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 90、91 ページ、第 1 款「総務費」、第 3 項「介護認定審査会費」、第 1 目「介護認定審査会費」、説明コード 010「要介護認定事業」176 万 6,000 円について、会計年度任用職員報酬として計上されていますが、その理由をお伺いします。

入野高齢福祉課長 要介護認定調査業務を円滑に行うため、令和 5 年度より認定調査員を 1 名増員したことによる報酬の増額分と、退職により補充した要介護認定調査員の通勤手当について、当初予算との差額が生じたため、補正を行うものです。

ひさなが委員 補正予算書 88、89 ページ、第 8 款「繰越金」、第 1 項「繰越金」、第 1 目「繰越金」について、繰越金の残額についてお伺いいたします。

河村高齢福祉課長補佐 令和 4 年度決算に伴う繰越金としまして、1 億 2,009 万 7,676 円となります。

綾城委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 4 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 44 —

— 再開 09 : 45 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 5 号「令和 5 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林上下水道局長 第 5 号議案に対する補足説明はございません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきも

のと決定しました。次に、議案第 6 号「令和 5 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林上下水道局長 第 6 号議案に対する補足説明をさせていただきます。今回の補正は、収益的収支予算及び資本的収支予算の支出については、人事異動に伴う人件費の予算調整であり、また収益的支出においては、本年 6 月に発生しました湯本地区污水管漏水対策に伴う委託料及び令和 4 年度から令和 8 年度にかけて委託しております東深川浄化センター等包括的維持管理委託第Ⅱ期において、昨今の賃金・物価上昇により当初契約の委託料額と実態に乖離が生じたため、契約書第 34 条、賃金又は物価の変動に基づく委託料額の変更の規定に基づき受注者側から委託料の変更請求に係る協議申出書が提出されたため、労務単価と薬品単価の実態を調査のうえ変更契約に必要な予算を計上するものです。また、湯本地区污水管漏水対策については、抜本的な対策工事が必要であることから、資本的支出予算において委託料及び工事請負費を予算計上したものであります。なお、収入については、収益的収入では補正額に応じた一般会計補助金を調整し、資本的収入については、委託料及び工事請負費にかかる企業債及び一般会計出資金を追加計上したものであります。このほか、東深川浄化センター等包括的維持管理業務の限度額を増額することから債務負担行為を補正し、湯本地区污水管測量設計業務及び湯本地区污水管改築更新工事に伴い企業債限度額を増額することから企業債の補正をしております。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 7 号「令和 4 年度長門市水道事業剰余金の処分について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林上下水道局長 それでは、議案第 7 号について補足説明をさせていただきます。今回の剰余金処分につきましては、次の議案第 8 号の「令和 4 年度長門市水道事業会計決算」の 6 ページの下段にある「令和 4 年度長門市水道事業剰余金処分計算書」と同様の内容となっておりますが、これは、令和 4 年度水道事業会計の補填財源として取り崩した減債積立金 1,502 万 560 円が未処分利益剰余金に振り替えられたことから、現金の裏付けがなく補填財源として使用できない未処分利益剰余金を適切に区分するため、同額を資本金に組み入れるという利益の処分行為につきまして、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき

議会の議決を求めるものであります。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 水道事業会計計算書 6 ページの令和 4 年度長門市水道事業剰余金計算書の令和 4 年度長門市水道事業剰余金処分計算書(案)とありますが、この議会の議決を経ればこの案ではなくなるのでしょうかお尋ねをいたします。

大田総務班長 議会で議決となった際は、案ではなくなりますので、未処分利益剰余金 1,502 万 560 円が資本金に組み入れられ資本金が増加となります。

米弥委員 利益剰余金において、減債積立金を 1,502 万 560 円取り崩し、全額資本的収支不足額の補填に充当するものですが、未処分利益剰余金の処分時期と処分後の取り扱いについてお尋ねをいたします。

大田総務班長 令和 4 年度に補填財源として減債積立金を取り崩した分については、現金の裏付けのない未処分利益剰余金となっており再度補填財源として使用できませんので、本議会の議決をもって、資本金に組み入れられる予定となっております。残りの未処分利益剰余金については、現金の裏付けがあり補填財源として使用できますので、今後必要に応じて処分議案を上程させていただき減債積立金に積み立てていきたいと考えております。

綾城委員長 ほかに、質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、議案第 7 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで暫時休憩します。再開は 10 時 5 分からとします。

— 休憩 09 : 53 —

— 再開 10 : 05 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 8 号「令和 4 年度長門市水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林上下水道局長 8 号議案に対する補足説明をさせていただきます。少し長くなりますがご了承ください。それでは、手元の決算書により補足説明をさせていただきます。はじめに「収益的収入及び支出」の状況につきまして、5 ページの損益計算書により説明させていただきます。この損益計算書は、健全な経営がなされているかを判断するもので、課税対象となる費目の決算額は、すべて消費税

抜きで計上されております。営業収益は4億9,133万189円で、総収益の約73%を占める給水収益は4億8,463万3,657円となり前年度に比べ約792万円の減収となりました。給水収益が減収となった要因としましては、給水人口の減少や節水型器具の普及により年間有収水量が前年度に比べ7万2,097 m³減少、率にして約2%低下したことによるものです。また、営業外収益は1億6,849万7,150円となり前年度に比べ約577万円の増収でした。これは主に長期前受金戻入の増によるものです。一方、営業費用は、物価高騰による動力費や備用品費は増加しましたが、水道監視システムの更新に伴う旧システムに係る除却資産が減少したことにより、5億7,224万4,939円となりました。また、営業外費用では、企業債支払利息等として5,034万4,972円支出しております。その結果、収入額6億5,982万7,339円に対し、支出額は6億2,258万9,911円で、経常利益は3,723万7,428円となり、これに特別利益5,695円を加え、さらに債権の放棄等による特別損失96万1,620円を差し引き、3,628万1,503円の当年度純利益となったところでございます。次に、「資本的収入及び支出」の状況につきまして、26ページの資本的収支明細書、消費税込みにより説明させていただきます。資本的収入は、建設改良工事の財源として企業債、工事分担金、国・県補助金、一般会計出資金等により総額2億2,097万8,476円を受け入れました。一方、資本的支出は建設改良費、企業債償還金として総額5億8,429万3,268円を支出いたしました。この資本的支出の建設改良費は、水道施設の更新、改良等により新たな資産を形成し、その効果が将来の収益に対応するもので、完成の翌年度から耐用年数に応じて配分した額を収益的支出の減価償却費として計上することとなります。令和4年度に実施しました主な工事は、14ページ及び15ページに建設改良工事の概況として掲載しておりますが、これらの工事は有収率の向上と安心安全な水道水の供給を目的として実施しております。その他のものは老朽化した配水管の布設替工事や、送水ポンプの取替工事及び湯本浄水場の整備工事や水道監視システム構築工事等となっております。なお、資本的収支において不足する額3億6,331万4,792円につきましては、損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。また、27ページに有形固定資産の明細として、令和4年度に実施しました建設改良事業等の額による資産額の増減の状況を示しております。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 それでは令和4年度長門市公営企業会計決算審査意見書からしたいと思います。まず5ページの給水状況の有収率について74.4%という数字がでておりますが、この数字について局としてどのような評価されているのか。また、この有収率を上げていくために局が考える対策はどのようなものがある

のかお伺いいたします。

阿川水道班長 有収率 74.4%については決していいとは言えないと認識しております。従って、今後の有収率改善策として、従来実施している漏水調査の実施と修繕、管更新に加えて、新技術の導入も視野に入れた、効率的な漏水箇所の特
定や効果的な管更新を行うことも必要と考えております。

ひさなが委員 分かりました。年間総有収水量が前年度に比較して2%減少しており、その結果、有収率は74.4%となっています。前年度に比べて0.4ポイント低下しているとあります。また、令和2年を境に年々有収率が低下していますがその要因は何かお伺いいたします。

阿川水道班長 主な理由は、地上に現れない漏水の増加と考えております。また、経年管割合が平成28年度の8.4%から令和4年度末で33.9%と6年間で急増していることから、配水管と給水管からの漏水が影響していると考えておりますので、今後も漏水対策に努めてまいります。

米弥委員 不明水調査やその対策の実施についてどのようにされているのかお尋ねいたします。

阿川水道班長 漏水調査は、職員直営及び委託予算による専門調査業者への業務発注により、現地踏査による目視や漏水発見器により実施し、発見された漏水箇所はその都度修繕業者に管の修繕及び更新を依頼しております。

米弥委員 決算審査意見書4、5ページの業務状況ですが、年間総配水量は前年度に比べて1.5%減少しているとありますが、その要因は何かお尋ねをいたします。

松田窓口サービス班長 給水人口の減少によります。令和3年度の給水人口2万9,718人に対し、令和4年度の給水人口は2万9,096人と長門市全体で622人減少しております。

ひさなが委員 決算審査意見書の9ページですが、有収水量1^mあたりの費用の給水原価であるが、給水原価は169.33円となり、前年度より7.01円の減少であります。令和3年度と令和2年度では差はありませんが、それ以降の年度で1年ごとに上がったたり下がったりと差が著しいですが、この要因をお伺いいたします。

大田総務班長 資産減耗費については、その年に処分した資産の規模によって費用に大きく影響を与えますので、主な要因としては資産減耗費の計上による
ところが大きくなっております。

ひさなが委員 給水原価及び供給単価について、給水原価が前年度と比較して減少している理由についてお伺いいたします。また、給水原価は、有収率が上がれば上がるほど原価自体が下がっていくという認識でよいかお尋ねいたします。

大田総務班長 水道監視システムの整備完了により、旧監視システムを中心に

資産減耗費が対前年度で 2,484 万円減少したことで、費用が 3,717 万円減少したことが給水原価の下がった要因となっております。なお、有収水量 1 m³あたりの費用が給水原価となりますが、有収水量自体は有収率の増減に関係なく調定ベースの水量ですので、有収率が給水原価に直接影響を与えるものではないと思いますが、有収率が高いほど無駄になる水道の量が減りますので、その分費用が抑制され給水原価も下がるとものと見込まれます。

岩藤委員 関連ですが、給水原価 169.33 円で前年度に対して 7.01 円減少している理由をお伺いいたします。また、これに対して供給単価が 138.93 円で前年度に対して 0.59 円増加している理由をお伺いいたします。

大田総務班長 水道監視システムの整備完了により、資産減耗費が対前年度で 2,484 万円の減少ということで、費用が 3,717 万円減少したことが給水原価の下がった要因となっております。供給単価は、有収水量 1 m³あたりの給水収益のことですが、令和 4 年度は給水収益の減少率より有収水量の減少率が大きかったことが要因であり、人口減による有収水量減少の影響を受けております。

岩藤委員 それでは、給水原価 169.33 円で、給水原価の年鑑指標が 181.71 円との差をどう捉え、今後の対策はどのようにされるのかお伺いいたします。

大田総務班長 給水原価が低いということは、それだけ他の同規模事業体より費用を抑制して効率的に水道を供給していると言えますので評価できるものがありますが、令和 4 年度については、資産減耗費の減により費用が減少したことが要因となっておりますので、今後も効率的な事業運営に努めてまいります。

上田委員 その回収率の 82.0%という数字、これをどのように評価されておりますでしょうか。

吉岡管理課長 資産減耗費の減に伴う営業費用の減少が回収率の上がった主な要因ではありますが、物価上昇や燃油高騰による動力費、薬品費等が上昇する中で、職員一同がコスト意識をもち、効率的な運営に努める部分も一助を担っているものと評価しております。

上田委員 料金回収率は前年度と比較しまして 3.6 ポイント増加しておりますけれども、類似団体平均値と比較して、やはり低い数値でありますけれどもどのように捉えておられますでしょうか。

吉岡管理課長 料金回収率については、類似団体平均値等比較し、かなり低い状況であることは認識しております。回収率 100%を超えることが理想ではありますが、人口減少等により給水収益、すなわち水道使用料収入は年々減っている状況でございます。そのため、使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、本市の水道事業の状況をご理解いただき、昨年 10 月に料金改定を行ったところです。今後も利用者の皆様に水道事業の経営状況等お示ししながら、ご理解、ご協力をいただきつつ、効率的で健全な経営に努めてまいります。

中平委員 料金回収率のアップに向け今後の取組をお伺いいたします。

吉岡管理課長 料金回収率のアップに向けた取組でございますが、令和 2 年度作成しました長門市水道事業「経営戦略」にお示ししておりますが、事業費の抑制と財源確保に努めることとしております。そのためには利用者の皆様のご理解、ご協力は必要であり、今後も水道事業の現状について周知に努めてまいります。

江原委員 決算審査意見書 8 から 9 ページの営業収益が減少した要因は、使用水量の減などに伴い、給水収益が 1.6%減少したことによるものとあるが、使用水量の減とはどんな理由なのかお伺いします。

松田窓口サービス班長 様々な要因は考えられますが、主な理由として、人口減少の他、節水型水道設備の普及等も影響していると思われまます。

江原委員 「営業費用が減少した主な理由は、動力費や備用品費等の増により」とありますが、増となった理由をお尋ねいたします。

坂倉浄水施設班長 動力費が増となった理由は、社会情勢の変化による燃料費の高騰によります。備用品費が増となった理由は、日置浄水センターの緩速ろ過池用のろ過砂を購入したことによります。

米弥委員 決算審査意見書 10 ページの経常収支比率について、当年度は 106.0%となり、前年度と比較して 4.8 ポイント上昇しております。この理由をお尋ねいたします。

大田総務班長 先ほどの給水原価が下がった要因と同じになりますが、資産減耗費の減により経常費用が 3,108 万円減少したことが要因となっております。

米弥委員 総収支比率は、収益と費用の相対的な関連を示すもので、この比率は 100%以上で大きいほど良いとされております。当年は 105.8%となり、前年度に比べて 4.7 ポイント上昇しておりますが、上昇している理由をお尋ねします。また、類似団体平均値と比較して、どう捉えておられるのかお尋ねいたします。

大田総務班長 上昇している理由については、先ほどと同様に資産減耗費の減により総費用が 3,104 万円減少したことが要因となっております。また、類似団体の総収支比率の 107.6%と比較して低くなっておりますが、給水原価は類似団体より低く抑えられておりますので、収入を増やしていく必要があると考えております。

中平委員 営業収支比率は、当年度は 85.9%となり、前年度に比して 2.7 ポイント上昇していますが、その理由をお伺いいたします。

大田総務班長 先ほどと同様に、資産減耗費の減により営業費用が 2,745 万円減少したことが要因となっております。

中平委員 生産性について、職員 1 人当たりの給水人口は 2,910 人となり、前年度より 208 人増加していますが、その要因をお伺いいたします。

大田総務班長 収益的支出における、令和 3 年度末における職員数が会計年度任用職員を含め 11 人であったものが令和 4 年度末は 10 人となったことから、職員 1 人当たりの給水人口が増加しております。なお、年度末時点の育児休業中の職員数は除いて計算しており、その影響で人数が 1 名減となっております。

岩藤委員 水道事業経営戦略説明資料で経常収支比率が平成 27 年度は 105.42%、平成 28 年度は 102.2%、平成 29 年度が 105.92%、平成 30 年度 101.93%、令和元年度が 106.84%と、1 年度ごとに上がったり下がったりしておりますが、この主な要因をお伺いいたします。

大田総務班長 資産減耗費については、その年に処分した資産の規模によって費用に大きく影響を与えますので、主な要因としては資産減耗費の計上によるところが大きくなっております。

ひさなが委員 決算審査意見書の 11 ページに一般会計からの繰入等の状況に詳細が記載してありますけれども、一般会計からの繰入金について局はどのような見解をお持ちでしょうか。現実問題として、水道料金収益だけで事業を継続するという事は難しいのではないかと。市民の福祉のために管路の修復等には長期的な見通しを持って市として取り組む必要があると考えますが、その点について局はどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

吉岡管理課長 地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入すなわち水道料金をもって充てる独立採算制が原則とされています。しかしながら、地方公営企業法上、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、一般会計が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度繰り出し基準として総務省より各地方公共団体に通知されております。本市においても、現在概ねこの負担ルールに基づき、一般会計からの繰入金をいただいているところではありますが、旧簡易水道等、採算性が低い事業については、関係各課と協議し、繰り出しをいただいているところです。

上田委員 今のひさなが委員と多少被りますけれども、一般会計からの繰入等の状況で、料金を上げずに減少させるという妙案はございませんか。

吉岡管理課長 料金改定等を行わずに一般会計繰入金を減少させるということですが、様々な角度で今検討等しております。しかしながら、なかなか現状では難しいと考えております。

中平委員 収益的支出及び資本的収支における一般会計からの繰入金の合計は、1 億 4,305 万 5,823 円となり、前年度に比して 400 万 2,138 円で 2.9%増加しており、基準外繰入金が 1.8%増加とあるが、近年の基準外繰入金の推移をお伺い

いたします。

大田総務班長 近年の基準外繰入金の推移については、減少傾向にございます。決算審査意見書 12 ページに繰入金の明細がございますが、その中で旧簡易水道事業の減価償却相当分が減少していることが繰入金減少の要因となっております。この旧簡易水道事業の減価償却相当分については、三隅と日置地区の旧簡易水道事業で整備した資産の減価償却費相当額を基準外繰入金として一般会計で負担していただいているものですが、減価償却が進むにつれ繰入金も減少しますので、繰入金全体でも減少傾向となっております。なお、令和 4 年度については、値上げをしました水道料金の減免分を基準外繰入金として補填していただいたことが増加の要因となっておりますので、その分を除きますと令和 4 年度の繰入金も減少となっております。

中平委員 今後の基準外繰入金の見込みと、基準外繰入を増やしてでも、行わなければならないような緊急性の高い事業があるのかをお伺いいたします。

阿川水道班長 基準外繰入金につきましては、原則として突発的な災害または修繕や布設替え等の喫緊に対応が必要な状況における緊急予算措置であるため、現時点では想定しておりません。

林委員 決算審査意見書の 17 ページなんですけれども、未収金状況というのが記載されておりますけれども、令和 4 年度の過年度分というのは 1,295 万 598 円となっており、前年度に比して 155 万 6,811 円ほど増加しております。この過年度分が増加している主な原因と、この未収金の回収についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

松田窓口サービス班長 現年度分、過年度分を含めた全体の収納率は向上しておりますが、現年度分については納期内納付を促すことで、新たな滞納や未収金の繰越が生じないように努めていることから、相対的に過年度分の収納が減少したものと考えられます。未収金の回収につきましては、適時催告書等による納付勧奨や納付相談を行うことで、計画的な納付計画による確実な納付を求めていくようになります。

林委員 それで未収額というのは、納期末到来分を含む前年度に比して 329 万 8,366 円減少というふうにあるんですけれども、その要因についてお尋ねいたします。

松田窓口サービス班長 納期内納付の推進や、督促状、催告書等による納付勧奨を進めたことが要因にあると考えられます。

上田委員 収納率は 0.3 ポイント上昇しているとありますけれども、その要因をお願いします。

松田窓口サービス班長 先ほどと同じ内容にはなるんですけど、納期内納付の推進、督促状、催告書等による納付勧奨を進めたことが要因にあると考えており

ます。

上田委員 未収金の状況で公共の福祉を鑑みながら減少させるという妙案、大変お答えづらいと思いますけれどもよろしく願いいたします。

松田窓口サービス班長 水道料金については、あくまでも受益者の負担が原則であるため、水道局として独自の対応を取る予定はありません。また、例えば福祉減免的な措置については、これを行うことは水道事業の現在の経営状況からも難しいと思われま。

米弥委員 令和3年3月に長門市水道事業経営戦略を策定され、説明資料に水道監視システム更新事業が令和元年から決算年度の令和4年度までとなっておりますが、その取組状況についてお尋ねをいたします。

坂倉浄水施設班長 令和2年度に日置地区と三隅地区、令和3年度に長門地区と阿惣浄水場を除く油谷地区、令和4年度に阿惣浄水場が完了し、全地区の監視システムの構築が今完了しております。現在は、配水池の水位状況や機器の稼働状況等、パソコンやスマートフォン等でリアルタイムの状況が常に確認でき、緊急時の状況判断の時間短縮が可能となり、早急な対応が可能となっております。

中平委員 水道事業会計決算書26ページ、第1款「資本的支出」、第1項「建設改良費」、第6目「水源開発費」、節「ダム負担金」644万円について、令和4年度の事業実績及び今後の事業見通しについてお伺いいたします。

坂倉浄水施設班長 令和4年度の主な事業内容は、流量観測、水質調査地質総合解析、環境調査及び地下水位観測の業務委託と、県道長門秋芳線の道路工と橋梁の橋脚工事となります。なお、今後の事業見通しについては、付替え道路工事における切土の実施にあたり、想定以上に硬い岩盤の露出により作業効率が低下しているため、工期の延長等について協議をしていると、県より伺っております。

岩藤委員 令和3年度の監査意見でも指摘されているんですが、令和4年度長門市公営企業会計決算審査意見書16ページの7の建設投資企業債について、監査委員より、企業債償還元金と企業債利息の料金収入に占める割合は57%となり、前年度と同率であります。依然として料金収入の5割を占めていると指摘されております。局の見解をお伺いいたします。

大田総務班長 本市の水道事業は、ホームページで公表しております令和3年度の経営比較分析表の企業債残高対給水収益比率からも同規模他事業体と比べて1.8倍の企業債残高の規模を有していることから、企業債残高を圧縮していくことが課題であると認識しております。昨年10月の水道料金の値上げもその対策の一つであります。企業債の発行を抑制しつつ老朽施設の更新を行うためにも、十分な純利益を確保してかなければいけないと考えております。

林委員 令和4年度長門市公営企業会計決算審査意見書6、7ページにあります

3の予算の執行状況、(2)資本的収入及び支出の中で不用額ってのがありますけれど、その主なものは建設改良費の工事請負費1億1,979万円及び委託料517万円であると指摘されておるんですけども、この多額の不用額についてどのような見解をお持ちなのでしょうかお尋ねいたします。

阿川水道班長 当初、新湯本浄水場について、令和4年、令和5年の2か年の債務負担行為事業の予定ございましたが、昨年度の資機材の急激な物価高騰に伴い予算不足が生じたため、やむを得ず9月の増額及び3か年計画補正後の12月入札となり、大幅に開始時期が遅延したところでございます。そのため、令和4年当初計画の事業進捗が困難になったことから、施設工事と監理委託に不用額が生じたところでございます。

林委員 繰越額については、新型コロナウイルス感染拡大等社会情勢変化に伴う機器・部品不足により年度内完了が不可能となったものとありますけれども、具体的にはどのような内容なのでしょうか。また、どのくらい工期が延びているのでしょうかお尋ねします。

坂倉浄水施設班長 具体的には、機器や部品不足により、大坊水源池ポンプ設備改修工事と三隅中水源NO.2送水ポンプ取替工事が繰越工事となっております。まず、大坊水源池ポンプ設備改修工事については、ポンプ制御盤内に設置するインバーター装置の納期に遅れが生じ工期を91日間延長しております。次に、三隅中水源NO.2送水ポンプ取替工事については、送水ポンプ本体の納期に遅れが生じ工期を95日間延長し、製品納期が約3か月遅れたものによります。なお、両工事とも令和5年6月に完了しております。

江原委員 令和4年度の水道事業の決算を受けて、監査委員の公営企業会計決算審査意見書には本市の水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に比例して、給水人口、有収水量は減少しており、水道事業の経営上、重要な指標の一つである有収率も80%を割り込み、依然として厳しい状況が続いていくことが想定されると指摘されておりますが、監査委員のこのような指摘をどのように受け止めておられるのかお伺いをいたします。

阿川水道班長 有収率につきましては、水道ビジョンに掲げた目標値87.2%に向けて取り組んでいるところでございますが、現在の有収率の低下を非常に重く受け止めております。今後、有収率回復に向けて新技術の試行や導入も視野に入れ、他市の動向に注視しながら情報収集を行い、従来の漏水調査や修繕と更新に加え、予防的修繕工事のほか、あらゆる効率的な手法を模索及び実践していきたいと考えております。

ひさなが委員 決算書の7ページの令和4年度長門市水道事業貸借対照表の流動資産のうち、未収金1億5,314万2,881円とありますが、この中には回収不能なものが含まれているのかお伺いいたします。

松田窓口サービス班長 未収金の中に含まれる水道料金については、債務者の財産状況等もあり、回収困難と判断される未収金については、今後債権放棄を行う可能性があるものも含まれております。

ひさなが委員 分かりました。流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合を示し、1年以内に支払うべき債務に対し、企業の支払能力を判断する財務指標であります。これが100%を超えるほど支払能力が高いとされており、当年度は154.0%で、前年度に対して14.7ポイント低下していますが、この理由をお伺いいたします。

大田総務班長 令和4年度は、湯本浄水場・機械電気設備工事費など、年度末時点の流動負債の未払金が対前年度で6,023万7,120円増加している一方で、企業債収入の減などにより、未払金増加分ほど現金が増えていないことが流動比率低下の要因となっております。

林委員 それで、企業債償還元金対減価償却額比率というのは92.8%となっており、これは対前年度比で5.3%の増となっておりますけれども、この数字に対する見解をお尋ねいたします。

大田総務班長 企業債償還元金対減価償却額比率が100%を超えますと、損益勘定留保資金のみで企業債償還元金を賄えないこととなりますので、比率の動向に注視しながら資本的収支不足分の補填財源を確保していく必要があると考えております。

米弥委員 水道事業会計決算書13ページの管路経年化率は上昇するものの管路更新率は低下をしておりますが、この状況をどう捉えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

阿川水道班長 管路更新につきましては、物価高騰等の影響もあり、更新延長が伸びない、すなわち更新率が上がっていないことは認識しております。今後は、漏水リスクの高い箇所を優先順位付けにより、効果的な更新に努めてまいります。

米弥委員 水道管の法定耐用年数は40年とされておりますが、これからの管路更新事業の計画をお尋ねいたします。また、令和4年度の管路更新実績及び管路更新率は何%になるのかをお尋ねいたします。

阿川水道班長 管路の更新計画につきましては、管年齢に加えて管種や水圧、事故履歴、重要度等の因子を総合的に勘案して、漏水事故リスクの高い管路を優先して更新してまいりたいと考えております。また、令和4年度の管路更新実績は、総延長で約2.8キロメートル、管路更新率は約0.6%となります。

林委員 決算審査意見書の16ページ、7番の建設投資の(2)企業債についてですけれども、企業債残高の対給水収益比率の前年度対比についてお尋ねいたします。

大田総務班長 令和 3 年度の比率が 712.61%に対して、令和 4 年度の比率は 750.52%となっており、対前年度 37.91%の上昇により、指標は悪化しております。企業債残高は対前年度で 1,810 万 3,175 円減少しておりますので、比率が上がった要因は給水収益の減となりますので、給水収益の減少率ほど企業債残高の抑制が出来ていない状況となっております。

林委員 今の説明にもありましたけど、結局企業債残高というのが非常に多いため、一つで言えば借入というのをある程度抑制する必要があると思うんですけども、そのあたりについて今後どのように取り組んでいかれるお考えでしょうか、お尋ねいたします。

大田総務班長 経営戦略でもお示ししているとおり、老朽施設の更新を行う必要がありますので、純利益を確保し、企業債の発行抑制が出来るように、今後の社会・経済情勢を勘案しながら、水道料金の見直しについて検討していきたいと考えております。

林委員 費用は抑えているんですけども、利益率が低いということもあって、したがって収入を確保する必要があると思うんですけども、これも同じように今後どのように取り組んでいかれるお考えでしょうか、お尋ねいたします。

大田総務班長 先ほどの答弁と同じになりますが、経営戦略でもお示ししているとおり、今後の社会・経済情勢を勘案しながら水道料金の見直しについて検討していきたいと考えております。

米弥委員 決算審査意見書 3 ページの監査意見書では、「水道料金の収納状況について、当年度の納期未到来分を含む水道料金の収納率は 95.0%で、前年度に比して 0.3 ポイント上昇しているものの、過年度分については 1,200 万円を超える額が未収となっている」が、この未納の理由についてお尋ねいたします。

松田窓口サービス班長 未納の要因としては、企業の経営状況の悪化等のほか、大口事業者の破産により未収金の回収が困難になったことが影響していると思われま。

米弥委員 それでは、回収のあてはあるのかをお尋ねいたします。

松田窓口サービス班長 過年度分の滞納については、引き続き納付折衝を行い債権回収に努めてまいります。しかし、一部の債権については、諸所の事情から回収困難と見なさざるを得ないものもあります。これらについては、回収の見込みは少なく、法に基づき債権放棄等の手続きを進めることとなります。

ひさなが委員 令和 4 年度において水道料金の改定を実施されましたが、経営状況は経営戦略のシュミレーションどおりにいっているのかをお伺いいたします。

大田総務班長 経営戦略上は、令和 4 年度に平均改定率 20%の水道料金改定を計画しておりましたが、実際には社会情勢等も鑑み 10%の改定をさせていただ

いたところであり、計画上の収益や純利益の確保は厳しい状況となっております。

ひさなが委員 昨年の決算審査では、経営計画を見直して、令和 7 年に上下水道同時の値上げを考えていると答弁されていますが、そのことについての考えを改めて伺いたします。

吉岡管理課長 上下水道料金の改定の件につきましては、水道事業、下水道事業ともに、「経営戦略」を策定し、その収支計画等に沿って、料金のあり方を検討しているところです。しかしながら「経営戦略」の策定時以降社会、経済情勢が予想以上に変わっているところがございます。これらのことを踏まえ、10 年間の中期的な計画である「経営戦略」を見直しながら、料金のあり方について検討しているところです。そのため、「経営戦略」でお示ししております料金改定予定時期についても、健全な経営を行う上で、経営状況を勘案し、上下水道事業審議会等にも意見をいただきながら、変更も含め、随時検討してまいります。

中平委員 長門市公営企業会計決算審査意見書 3 ページの監査意見の最後に、「更なる経営の健全化に努められたい」とありますが、今後、上下水道局としてどのように進めて行かれるのか、取組をお伺いたします。

吉岡管理課長 今後の取組についてでございますが、令和 4 年度の決算において、本市の水道事業で改善が必要な部分、例えば有収率や回収率等類似団体と比較して、改善が必要な部分について今後取り組んでまいります。

中平委員 また、監査意見書では、引き続き、「業務の効率化等に取り組む」とありますが、まだできることが何かあるのかお伺いたします。

吉岡管理課長 営業費用の削減に伴う効率化については、従来から効率的な事業経営に努めており、現状では更なる削減については厳しいと思っております。現在、県においても検討されている広域連携等による動向を見ながら経費削減等についても今後検討してまいりたいと思っております。

岩藤委員 審査意見書 7 ページですが、議会の議決を経なければならない経費について、職員給与費 8,761 万 7,000 円の流用はなかったとしていますが、現在の職員体制についてお伺いたします。

大田総務班長 令和 4 年度末の水道事業会計全体では、会計年度任用職員 3 名と育児休業中の職員 3 名を含めて 17 名体制でありました。現在、令和 5 年 9 月 1 日現在では、会計年度任用職員 3 名と育児休業中の職員 1 名を含めて 17 名の体制となっております。

岩藤委員 これまでの職員体制の推移をお伺いたします。

大田総務班長 臨時・会計年度任用職員を除いた水道事業における正職員数は、合併時の平成 17 年度末が 22 名、10 年後の平成 28 年度末が 16 名、令和 4 年度末が 14 名、令和 5 年度も 14 名となっております。なお、臨時・会計年度の任

用職員は2、3名で推移しており、令和4年度、令和5年度ともに3名を配置しているところでございます。

江原委員 災害や緊急時の職員体制についてお伺いします。特に問題なかったのかお伺いしたいと思います。

濱谷施設整備課長 広範囲にまたがるような大規模断水等の場合は日本水道協会の県支部と連携をとりまして、他市町からの応援により給水活動を行えるような体制づくりを行っております。また、勤務時間外につきましては宿直からの通報を受けまして、連絡網により水道班にて対応を行っております。

江原委員 令和4年度において職員の人数が足りなく、対応が遅れたようなケースがあったのかどうかお伺いをいたします。

濱谷施設整備課長 幸いにも令和4年度はそのようなケースはございませんでした。

米弥委員 職員1人当たりの有収水量は、34万8,833 m^3 となり、前年度より2万5,158 m^3 増加しているところがありますが、その理由をお尋ねいたします。

大田総務班長 収益的支出における令和3年度末における職員数が会計年度任用職員を含め11人でありましたが、令和4年度末は10名と1名減となったことで増加しております。

米弥委員 職員1人当たりの営業収益は4,913万3,000円となり、前年度より378万3,000円増加しているとありますが、その理由をお伺いいたします。

大田総務班長 先ほどと同じ理由になりますが、収益的支出における令和3年度末における職員数が会計年度任用職員を含め11名であったものが、令和4年度末は10名と1名減となったことで増加しております。

ひさなが委員 料金収入に対する職員給与費は11.5%となり、前年度より0.6%低下をしていますが、その理由をお伺いいたします。

大田総務班長 職員の人事異動や育児休暇を取得した職員が増加したことで職員給与費が減少し低下しております。

綾城委員長 ほかにご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、議案第8号の全般にわたり、ご質疑はございませんか。

林委員 それでは、上下水道局長にお尋ねいたします。地方公営企業法の経営の基本原則、第3条には「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあります。第3条に照らして、令和4年度長門市水道事業会計決算の成果についてどのように評価をされているのかお尋ねします。

小林上下水道局長 それでは、令和4年度決算について、成果をどう評価しているかとお尋ねにお答えいたします。諸物価等の高騰により、水道事業の経営においても、燃油高騰等による煽りを受けまして、厳しい経営状況となったとこ

ろでございます。そうした状況下でしたけれども、以前から監査意見書等でも指摘がありました財源の確保について、令和 4 年 10 月から使用者の皆様のご理解とご協力により、料金改定を行い、経営改善をすることが出来ました。また、交付金を活用し、料金改定分を令和 4 年度に限り減免したことによって、市民生活や経済活動に与える影響を最小化できたものと評価しております。

林委員 先ほど江原委員とかの議論の中でもありましたように、水道事業に係る職員数は平成 17 年の合併時に 22 名おられましたけれども、令和 5 年 4 月現在で 14 名となっており、36.4%のマイナスというふうになっておるんですけれども、令和 4 年度の業務を通じて具体的な職員削減の影響について率直なご意見をお尋ねします。

小林上下水道局長 人事の話、人員の話というのは、なかなか難しい答弁になると思います。水道事業に係る職員が合併時より削減となっており、現体制での令和 4 年度業務にどのような影響があったかのご質問ですが、水道事業につきましては人口が減少したということで、業務量が減少するというものではございません。それは水道管、水道施設ともに継続して残っていくということになりますので、むしろ老朽化によって、故障個所などが増え、業務量は増加傾向にあり、職員各個に大きな負担がかかっているということは私も認識しているところでございます。先ほど課長も答えましたように、令和 4 年度につきましては大小あわせて 310 件の故障がありました。幸いにも長期の断水事故はありませんでした。しかしながら、昨年は晴天が続き、一部の地区で水不足となり、節水のお願いなどをして、市民の方々にもご迷惑をお掛けしたところでございます。今後、仮に複数同時に漏水事故や大規模の災害事故等が発生した場合、初動の対応が遅れることによって、復旧の遅れにもつながると考えておりますし、断水広報や給水箇所の設置など多くの人員が必要となることが予想されております。市長部局や民間事業者と協議、連携を図り、安全で安心できる水道水を常時供給できるように努めてまいりたいと考えております。

米弥委員 令和 4 年度長門市水道事業会計決算の成果を踏まえ、次年度の事業経営にどう取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

小林上下水道局長 水道事業の中・長期計画である「経営戦略」及び「長門市水道ビジョン」を基本方針とし、有収率、管路や施設の耐震化率の向上に努めるとともに、経営面では効率的で健全な経営となるよう引き続き事業費の抑制と財源確保につとめ、当面は営業収支比率を類似団体平均値まで引き上げ、最終的には 100%を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

綾城委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 8 号「令和 4 年度長

門市水道事業会計決算の認定について」賛成の立場から討論を行います。水道事業の三原則は、安心して飲める、安定して飲める、安価な料金で供給されなければならない、水道法では、この原則を清浄・豊富・低廉と表現しており、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としているものであります。水道事業は、装置産業であり、その経営には大規模な投資を必要としております。水道法第2条の2には、「国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、水道事業者等に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない」とあり、国の努力義務を明らかにしております。しかし、管路等、老朽設備の更新・耐震化には国からの補助金は、ほとんど入っていないのが実態であります。そのため、長門市議会は先の6月定例会において「水道事業の財政支援の強化等を求める意見書」を全会一致で可決し、政府関係機関に送付しているのであります。昨年の3月定例会では「長門市給水条例の一部を改正する条例」が提案され、賛成多数で可決されております。条例改正の主な内容は、基本料金に含めていた基本水量、すなわち1月当たり使用水量10^mまでを廃止し、従量料金制へ移行するとともに、平均改定率10%の基本料金及び従量料金を上げるものであります。また、料金改定による水道料金の急激な上昇を抑制するため、口径40mm以下の少量使用者への負担を考慮し、従量料金の一部に調整単価を設定したものであります。しかし、一昨年来の原油価格高騰に加え、ロシアのウクライナ侵略が物価を一段と押し上げ、食料、エネルギーをはじめ生活必需品の価格が上昇し、コロナ危機で落ち込んだ地域経済に更なる打撃を与え、市民の暮らしと中小企業の営業を守る対策が急務の課題となっており、私はこうした状況を踏まえて、長門市給水条例の一部を改正する条例に反対の立場を表明しております。また一方で、物価高騰等による影響は、水道事業にとっても大変厳しい経営環境に直面することを意味しており、事業経営に欠かせない動力費は昨年4月以降、前年に比較して20%上昇したほか、施設整備や更新のための材料費が最大70%上昇するなど、諸経費の高騰により事業経営の悪化に拍車がかかっており、市民生活はもちろん、水道経営も苦境に立たされております。このような中で、10月1日からの料金改定を前にして、国の原油価格・物価高騰総合緊急対策で措置された「新型コロナ対応地方創生臨時交付金」を活用し、市民生活や経済活動に与える影響を最小化するため、令和4年度に限って料金改定による負担増加分を減免する措置が講じられております。これは水道事業の経営にとっても、減免措置によって減収となった料金改定増加分を国の臨時交付金によって補填できただけでなく、負担増加分の減免により、市民生活や地域経済に与える否定的な影響が軽減されております。上下水道審議会の答申には、水道料金の改定時期について「議会承認の手続きや市民への周知期間の確保に係る期間等を勘案し、令和4年10

月 1 日が望ましい」とする一方で、留意されるべき事項の附帯意見の一つに「社会情勢や経済情勢を十分考慮し場合によっては改定時期の再検討を行うことなど特別の配慮を行うこと」が記されておりますが、特別の配慮が反映された「令和 4 年度長門市水道事業会計決算」に対し、減免措置を講じた政治判断を評価する立場で、賛成するものであります。なお、水道料金の受益と負担の関係性を一律に否定するものではありませんが、今後のあり方については、上下水道審議会の附帯意見には「料金改定については、市民生活に与える影響について十分考慮し、激変緩和措置や福祉減免についても検討に努めること」がうたわれております。この指摘事項を留意しながら、地方公営企業法の経営の基本原則に則り、水道事業の経営に取り組んでいかれるよう、強くお願いを申し上げて議案第 8 号についての意見といたします。

綾城委員長 ほかにご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 8 号は、認定すべきものと決定しました。ここで暫時休憩します。再開は 11 時 20 分からとします。

— 休憩 11 : 14 —

— 再開 11 : 20 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 9 号「令和 4 年度長門市下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林上下水道局長 それでは、令和 4 年度下水道事業会計決算書により補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収入及び支出の状況につきまして、決算書 5 ページの損益計算書により説明いたします。この損益計算書は経営の状態を示すもので、下水道使用料など課税対象となる費目については、全て消費税抜きで計上されています。営業収益は年間有収水量が前年度に比べ 7 万 5,726 m³減少したため、下水道使用料も約 770 万円減少し、雨水やし尿処理に要した経費の負担金等と合わせ 5 億 1,697 万 7,786 円となりました。また、営業外収益は、基準内及び基準外繰入金を一般会計負担金・補助金として繰り入れ、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費に充てる財源として長期前受金から収益化した戻入額等を合わせ 10 億 5,875 万 1,563 円となりました。一方、営業費用は施設の維持管理、修繕、人件費等に要した費用や減価償却費等の費用化により 15 億 71 万 3,135 円となりました。また、営業外費用では企業債支払利息等として 7,456 万 7,074 円を支出しております。その結果、収入額 15 億 7,572 万 9,349 円に対し、支出額 15 億 7,528 万 209 円で、経常利益は 44 万 9,140 円

となり、これに特別利益 2 万 3,302 円を加え、特別損失 47 万 2,442 円を差引き、収支 0 円となっております。次に、「資本的収入及び支出」の状況につきまして、決算書 23、24 ページの資本的収支明細書、消費税込みにより説明をいたします。資本的収入は、資本的支出の財源として企業債・負担金及び分担金・国庫補助金・一般会計出資金により 4 億 1,640 万 593 円を受け入れました。一方、資本的支出は、建設改良費・企業債償還金として 9 億 6,412 万 9,715 円を支出いたしております。主な建設改良工事は、決算書 14、15 ページに記載の建設改良工事の概況のとおりで処理場の長寿命化対策として東深川浄化センターの耐震補強・機械・電気設備工事を継続して行うとともに、老朽管対策として東深川 2 号汚水準幹線改築更新工事等を行っております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5 億 4,772 万 9,122 円につきましては、3 ページ下段に記載していますとおり損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。**綾城委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

米弥委員 令和 4 年度長門市公営企業会計決算審査意見書 28 ページの有収率 69.2%という数字を局としてどのように評価されているのか。また、この有収率を上げていくために局が考える対策はどのようなものがあるかお尋ねいたします。

中尾下水道班長 評価としては、前年度からは上昇していますが、令和 2 年度と比較すれば下がっており、今後検証し改善を図りたいと思います。対策については、これまでと同様に管更生、マンホール更生の改築更新と併せて不明水調査、修繕に取り組んでいきたいと考えております。

米弥委員 汚水処理状況で有収率は 69.2%で、昨年度に対して 0.7 ポイント改善しておりますが、有収率をアップさせるために、今後どのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

中尾下水道班長 従来の不明水調査の実施と修繕に加えて、今年度から雨天時浸入水のスクリーニング調査を行っております。マンホール内にカメラを 1 か月数箇所設置する手法で、効率的に不明水浸入エリアの特定ができ、早急な修繕が可能となりました。今後も積極的に新手法を導入し、不明水の削減に取り組んでいきたいと考えております。

ひさなが委員 有収水量の減などに伴いとありますが、有収水量の減の要因についてお伺いいたします。

中尾下水道班長 人口減少が主な要因で、更に節水型家電の普及によるものと考えております。

上田委員 決算審査意見書の 35 ページになります。一般会計からの繰入金 6 億 9,400 万 5,000 円となっておりますが、この金額をどのように評価されてお

ますでしょうか。

大田総務班長 一般会計からの繰入金は対前年度 5,833 万 2,700 円増の 6 億 9,400 万 5,000 円となっておりますが、そのうち基準外の繰入は対前年度 6,346 万 4,749 円増の 2 億 555 万 4,202 円となっております。主な要因としては、資産減耗費の減により収益的収入の長期前受金戻入が減少したことで、赤字補填の繰入金が増加したことが挙げられます。公営企業は、経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則であり、基準外の繰入金が増加していきように経営改善に努めていきたいと考えております。

江原委員 41 ページの未収金の状況についてお伺いいたします。まず、不能欠損額 68 万 3,148 円はどのような内容のものかお尋ねします。また、過年度分の収納率が昨年度と比較して下がっていますが、その要因をお尋ねいたします。

松田窓口サービス班長 法に基づき徴収停止を行った債権が時効を迎えたことによる不能欠損が主なものとなっております。過年度分の収納率減少につきましては、企業の経営状況の悪化等のほか、大口事業者の破産により定期的に入ってきた未収金の回収が見込めなくなったこと等が要因と思われれます。

江原委員 未収金の状況について局の見解をお尋ねいたします。

松田窓口サービス班長 未収金については、督促状や催告書等で納付勧奨を行い、必要に応じて納付相談も行うよう努めています。一方で、回収不能と思われる未収金、例えば相続放棄されたもの、債務者の所在が不明となっているもの等につきましては、法に基づき執行停止、不能欠損等による債権放棄を実施する方向です。

中平委員 下水も市民にとっては重要な、なくてはならないライフラインの 1 つであると私も思っております。しかし、上水同様に収益だけで事業を継続することは難しい。下水道事業の今後について、上下水道局はどのような見通しを持っているのか、お伺いいたします。

大田総務班長 現状、一般会計からの繰入金なしで事業を継続することは不可能な状況にあります。しかしながら、公営企業は独立採算制が原則ですので、一般会計からの基準外の繰入金を減少させることが出来るように経営戦略に基づき、経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

米弥委員 令和 4 年度長門市公営企業会計決算審査意見書 30 ページ、3 予算の執行状況、(2) 資本的収入及び支出、下水道資料 1 参照 43 ページ、翌年度繰越額 1 億 7,644 万 1,000 円についてですが、意見書では繰越の主な要因は人件費や材料費の高騰などにより、価格の折り合いや技術者の配置ができないことで入札が不調・不落となり、年度内の完成が困難となったことによるものと指摘をされておられますが、令和 3 年度決算に続いて、多額の翌年度繰越となった細かな理由、特に入札についての見解をお尋ねいたします。

宗村処理施設班長 翌年度繰越額 1 億 7,644 万 1,000 円のうち、約 8 割にあたり
ます 1 億 3,610 万円は、東深川浄化センター施設改築事業に伴う繰越額で
ございます。この施設改築事業は、設計・建設工事とも高度な技術力が
必要となるため、これに関する入札を含め一切の業務を日本下水道事業
団に委託しております。繰越理由につきましては、意見書に書かれてお
りますとおり、入札の不調・不落による遅れが主な理由と聞いてお
ります。

岩藤委員 決算審査意見書の 31 ページですが、資本的収支の予算執行
状況で支出において建設改良費について、予算額 5 億 6,180 万円に
対し、決算額が 3 億 6,988 万 9,634 円で執行率が 65.8%となつて
おりますが、その理由について伺います。

濱谷施設整備課長 工事や業務等の技術者が確保できないこと等
による入札の不調や資材の納期遅れ等により、6 件の工事、1 億 7,644
万 1,000 円を翌年度へ繰越したことが原因となります。

岩藤委員 それでは次のページ、決算審査意見書 32 ページの経営
成績で、営業収益が減少した主な要因として、し尿処理負担金の増など
により、他会計負担金が 3.9%増加したものの、有収水量の減などに
伴い下水道使用料が 1.6%減少したものとありますが、今後どう取り
組んでいかれるのか、伺います。

大田総務班長 人口減から有収水量は減少傾向にあり、今後の下
水道使用料も減収が見込まれますので、経営戦略に基づき今後の社会・
経済情勢等を勘案しながら下水道使用料の見直しについて検討して
いきたいと考えております。

ひさなが委員 決算審査意見書 33 ページの汚水処理原価は 192.04
円で、処理場費の委託料や動力費等の増加で、前年度に比べ 5.49 円
増加しています。また、使用料単価は 146.67 円で、前年度に対し 1.04
円増加していることから、回収率は 76.4%となり、前年度に対して
1.7 ポイント低下し、販売損益は 1 m³あたり 45.37 円の損失が生じて
います。この件についてどう捉えられているのか、見解をお伺い
いたします。

大田総務班長 汚水処理原価の増加により回収率が低下して
おりますが、汚水処理原価については、物価高騰等の影響を受けて
おりますので、経営戦略や下水道使用料の見直しを検討する中で、
適正に見込んで対応していくことで、販売損失を減少させてい
かなければいけないと考えております。

米弥委員 決算審査意見書 41 ページの下水道使用料の収納
状況で、現年度分の収納率は 87.5%、過年度分 68.7%となつて
おりますが、このことをどう評価しているのか。また、今後の課題
をお尋ねいたします。

松田窓口サービス班長 現年度分、過年度分を含めた全体の
収納率は向上しておりますが、現年度分の納期内納付を促すこと
で、新たな滞納や未収金の繰越が生じないように努めていること
から、相対的に過年度分の収納が減少したものと

考えられます。未収金の回収については、適時催告書等による納付勧奨や納付相談を行うことで、計画的な納付計画による確実な納付を求めていくようになります。

林委員 それでは、下水道事業会計決算書 12 ページの総括事項に、建設改良事業の内容について記されておりますけれども、この建設改良事業の今後の予定等があればお尋ねいたします。

中尾下水道班長 本市の下水道施設は古いもので 50 年を経過しており、施設全体が老朽化しています。現在、ストックマネジメント計画に基づき既存施設の改築更新を順次進めており、今後も継続的に取り組んでいきたいと考えております。なお、次年度はマンホール更生、自家発設備の改築更新を予定しております。

林委員 同じく同ページにある経費回収率についてなんですけれども、下水道使用料の減少により、前年度比 1.68 ポイントの減の 76.38%となっておりますけど、これをどのように局として捉えておられるのかお尋ねします。

大田総務班長 本市の下水道事業で回収率が低いということは、その分一般会計の負担割合が増加しているということになります。経営戦略でもお示しているとおりに維持管理費の回収を目指して料金の見直しを検討していく必要があると考えております。

上田委員 回収率は 76.4% となり、前年度に比して 1.7% 低下しております。販売損益は 1 m³ 当たり 45.37 円の損失が生じております。これは一般会計からの繰入金等により補填されておりますけれども、今後の見込みをお伺いいたします。

大田総務班長 有収水量が減少傾向にありますので、使用料収入の減少が見込まれます。一般会計からの繰入金を抑制していくためにも、下水道使用料の見直しを検討しながら、費用の節減に努めてまいりたいと考えております。

米弥委員 決算審査意見書 27 ページの審査意見では「下水道事業については、一般会計からの多額の繰入等による補てんがされている状況にあり、今後も、人口減少等に伴う料金収入の減少や、老朽化に伴う施設等の更新費用の増大などの課題が見込まれている」とあります。また、社会情勢等も勘案するなかで下水道使用料のあり方について検討されたいとしておりますが、現在、長門市下水道事業経営戦略を策定し、そのなかで料金改定についてもスケジュールが計画されておられますが、現在の予定どおりに値上げを進めていかれる予定なのかお尋ねをいたします。

吉岡管理課長 令和 3 年 3 月に経営戦略を策定しておりますが、新型コロナウイルスの蔓延やウクライナへのロシア軍の侵攻等による物価高騰など、社会・経済情勢も変化しております。こういった情勢の変化もございますので、年内に開催予定の上下水道事業審議会での意見も踏まえながら、内部で検討を行い、延期

するか否かの方針を決定次第、正式に皆様方にお伝えしたいと考えておりますので、現時点では計画どおり改定するか否かの方針は決まっていないということでご回答させていただきます。また、仮に下水道使用料を改定する場合には、市民生活への影響を与えることをございますので、急に値上げということではなく、周知期間を設け丁寧に説明したうえで実施していく必要があると考えております。

岩藤委員 決算審査意見書です。30、31 ページの特別損失では、令和3年度の高分子凝集剤の支払い漏れや認定水量の誤り等により下水道使用料を減額調定したものとありましたが、支払い漏れや認定水量の誤りとは具体的にどういった事案だったのか。また、解決に至ったのかお伺いいたします。

大田総務班長 高分子凝集剤の支払い漏れについては、令和3年度末の納入分ですが、納入業者においては請求を漏らしており、請求が遅延、局の担当職員においても請求書の受領や支払確認が不十分であったことから発生したものであり、令和4年6月に納入業者に支払いを行っております。また、年度末においては支払漏れが発生しないように毎年局内において周知・確認を行っているところですが、再発防止に向け再度、周知・徹底を図っております。認定水量の誤りについては、下水道使用水量の認定に誤りがあったものになります。上水道の利用がなく下水道のみを利用している場合、水道メーターを設置していないことから、実際に下水道を使用している人数を届け出ていただき、下水道使用料を算定しております。今回の事案では下水道使用者から届け出が遅れて提出されたものの、過去に使用者が減っていることが確認できるものでしたので年度を遡って下水道使用料を減額させていただきました。届け出をされた使用者の方には今後、人数に変更があった場合は速やかに届け出ていただくよう伝えております。

岩藤委員 繰越額では、人件費や材料費の高騰などにより価格の折り合いや技術者の配置ができないことで入札が不調・不落となり、年度内の完成が困難となったとされておりますが、事業完成はできるのでしょうかお伺いします。

濱谷施設整備課長 令和5年度へ繰越した5つの工事のうち、3つの工事につきましては既に完了しております。残る1つの工事は年度内完了の見込みであります。一方、東深川浄化センター施設改築事業につきましては、令和4年、令和5年の2か年の債務負担行為として事業実施しておりますが、日本下水道事業団により令和6年度への繰り越しの遅れがあると聞いております。

岩藤委員 繰越額のほうでは、人件費や材料費の高騰などにより価格の折り合いや技術者の配置ができないとされておりますが、次年度以降はそういう件に関して大丈夫なのか心配になってしまいますが、対策はとれているのかお伺いいたします。

濱谷施設整備課長 価格の折り合いにつきましては実勢に応じた適正な価格での設計に努めております。また、全国的に不足しております配置技術者につきましては、複数工事を合わせて発注を行ったり、兼務できる現場の箇所数を増やすなど対応をしております。しかしながら、次年度以降も大きな改善は見込めないのではないかとこのように聞いております。

中平委員 資本的収入及び支出では、不用額が 1,547 万 1,285 円となっており、主なものは公共下水道建設費の工事請負費が 1,129 万 841 円、漁業集落排水建設費の工事請負費が 334 万 7,000 円となっておりますが、不用となった理由についてお伺いいたします。

中尾下水道班長 主なものとしては、国の交付金が令和 3 年度 3 月補正にて予算化された際に事業費調整のために計上したもので、また、他工事での入札に伴う落札差金、精算によるものになります。

米弥委員 決算審査意見書 32、33 ページの営業収益が減少した要因は、し尿処理負担金の増などにより、他会計負担金が 3.9%増加したものの、有収水量の減などに伴い下水道使用料 1.6%減少したことによるとありますが、し尿処理負担金の増などとはどのようなことなのかお尋ねをいたします。

大田総務班長 し尿処理負担金については取り決めにより、令和 4 年度であれば前々年度の令和 2 年度の決算値に基づき計算したし尿処理負担金を請求しております。令和 2 年度決算においては、東深川浄化センターの消化槽の汚泥引抜や清掃による委託料の増などによりし尿処理負担金が増加しており、その他、雨水処理負担金や手数料についても少額ではありますが増加しております。

米弥委員 営業費用が減少した主な要因は、東深川浄化センター等包括的維持管理業務委託料や電気代の高騰による動力費等の増とありますが、今後の見込みをお尋ねいたします。

大田総務班長 マンホールポンプの除却を中心に資産減耗費が対前年度で 7,508 万円減となったことが営業費用減少の主な要因であります。今後の見込みについては、補正予算でも計上させていただいております東深川浄化センター等包括的維持管理業務委託費が労務単価と薬品費の上昇により増額となる見込みであり、電気代の高騰により令和 5 年度の動力費も引き続き増加を見込んでおりますので、今後も物価等の動向に注視しながら営業費用の節減に努めていくべきと考えております。

米弥委員 使用料単価は 146.67 円となり、前年度に対して 0.7%増加しておりますが、その理由をお尋ねいたします。

大田総務班長 人口減等による有収水量の減少により使用料単価が増加しております。

中平委員 決算審査意見書 34、35 ページの営業収支比率は、営業収益と営業費

用を対比して業務活動の能率を示すもので、この比率は 100%以上で大きいほどよいとされていますが、当年度は 34.4%となり、前年度に比して 0.8 ポイント上昇しております。その要因をお伺いいたします。

大田総務班長 マンホールポンプの除却を中心に資産減耗費が対前年度で 7,508 万円減となったことで営業費用が対前年度 5,014 万円減少したことが要因となっております。

中平委員 生産性について、職員 1 人当たりの処理区域人口は 1,575 人であり、前年度より 31 人減少していますが、この要因をお伺いいたします。

大田総務班長 令和 3 年度末の処理区域内人口が 2 万 7,303 人であったものが、令和 4 年度末では 2 万 6,775 人に減少したことで職員 1 人当たりの処理区域内人口が減少しております。なお、下水道事業会計全体の年度末の職員はいずれも 17 人で増減はございません。

上田委員 職員 1 人当たりの有収水量は、26 万 3,152 m³で、前年度より 6,311 m³減少しておりますけれども、その理由をお願いいたします。

大田総務班長 先ほどと同様に年度末の職員数に増減はございませんので令和 3 年度の有収水量が 323 万 3,555 m³であったものが、令和 4 年度では 315 万 7,829 m³に減少したことで職員 1 人当たり有収水量が減少しております。

上田委員 職員 1 人当たりの営業収益でございますけれども、4,330 万 2,000 円で、前年度に比して 45 万 4,000 円減少しております。その理由をお願いいたします。

大田総務班長 先ほどと同様に年度末の職員数は増減しておりませんので、令和 3 年度の営業収益が 5 億 2,506 万 7,000 円であったものが、令和 4 年度では 5 億 1,962 万 7,000 円に減少したことで職員 1 人当たり営業収益が減少しております。

綾城委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 9 号の全般にわたり、ご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 9 号は、認定すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機願います。

— 休憩 11 : 55 —

— 再開 11 : 55 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。お諮りします。この際、閉会中の所管事務継続調査事項について、お手元に配付のとおり、議長に対し申し出たいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議長に対し、閉会中の本委員会所管事務の継続調査事項として申し出ることにより決定しました。なお、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長に一任することに決定しました。議員派遣について本件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、お手元に配付したとおり、派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。さらにお諮りします。ただいま決定しました議員の派遣については、その後の事情により変更が生じる場合は、変更の決定について委員長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じる場合は、変更の決定について委員長に一任することに決定しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 57 —